

# 中期経営計画 (令和8年度～令和10年度)

(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

## 1 経営方針

- (1) 安全で平穏なまちづくりの推進  
関係機関、関係団体等との連携の下、広く県民の暴力追放及び薬物乱用防止に関する意識の普及高揚を図るとともに、暴力追放及び薬物乱用防止のための地域及び職域における活動等を推進し、暴力及び薬物乱用のない安全で平穏なまちづくりに寄与する。
- (2) 県民の身近に潜む社会問題への対応  
これまでに培った経験やノウハウを活用し、いわゆる闇バイトに代表される匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪集団や若者による市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）等、県民の身近に潜む社会問題に焦点を当てた事業を推進する。
- (3) 賛助会員の獲得と効率的な事業の推進  
あらゆる機会を通じてセンター事業に対する理解を求め、賛助会員加入の働き掛けを行うとともに会員の退会抑止に努めて経常収益の安定化を図り、効果的、効率的な事業を推進する。

## 2 経営目標・経営指標

- (1) センター事業の周知及び認知度アップによる事業の活性化  
センターの様々な活動を通じて事業の周知を図るとともに、その認知度を向上させて、更なる事業の活性化を図る。（事業の周知→認知度の向上→事業の活性化→事業の周知・・・のサイクル確立に努める）  
また、県民の身近に潜む社会問題として、新たな治安の脅威となっている準暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪集団や若者によるオーバードーズ等に関しても、これまでに培った経験やノウハウを活用して、センターの事業として対応を図る。

### 【数値目標】

センターへの 相談件数	令和7年度 (見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	474件	521件	573件	630件

※ 令和7年度の相談件数を基準として前年度の10%増を目標に設定

### 【数値目標】

センターHP及びSNSのアクセス数の合計	令和7年度 (見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	253,000件	278,000件	306,000件	337,000件

※ 令和7年度のセンターHP及びSNS（インスタグラム）のアクセス数の合計を基準として前年度の10%増を目標に設定

(2) 経営の安定化に向けた活動の推進

不当要求防止責任者講習、地域及び職域暴力排除協議会の研修会等における講演、講話、その他街頭キャンペーンをはじめとする各種活動を通じ、当センターの事業の周知を図るとともに理解を求め、賛助会員の新規獲得に努める。

また、賛助会員の特典を訴え、退会会員の繋ぎとめを図る。

【数値目標】

センターの 賛助会員数	令和7年度 (見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	529 団体(個人)	539 団体(個人)	549 団体(個人)	559 団体(個人)

※ 令和7年度末の賛助会員数を基準として前年度の純増10団体(個人)を目標に設定

(3) DXの推進による受講者のサービス向上及び経営の効率化

不当要求防止責任者講習については、県警を主体とし、オンライン講習の本格的な導入に向けてシステムを構築中であるが、これに先駆け、現在も自治体や企業グループ等を講習単位としたオンライン講習を実施している。

システムの本格的な導入時期は不透明であるが、オンライン講習の受講者率の向上により受講者に対するサービスの向上及び経営の効率化を図る。

【数値目標】

講習のオンラ イン受講者率	令和7年度 (見込み)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	13.6%	15.6%	17.6%	19.6%
システム導入後は50.0%				

※ 令和7年度のオンライン講習の受講者率を基準として各年度2.0%増を目標に設定  
システム導入後は、年度内の受講者率50%を目標とする。

### 3 事業計画・実施方策

(1) 広報啓発活動

ア 県民大会の開催

暴力団等反社会的勢力の実態及び薬物乱用の現状について、広く県民の認識を深め、暴力追放と薬物乱用防止意識の高揚を図るため、県警察との共催により「暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会」を開催する。

イ 広報啓発資料の作製配布

暴力追放・薬物乱用防止に関する現状と対策について、周知する広報啓発資料として、ポスター、パンフレット、リーフレット、機関誌等を作製(購入)し、各市町村、各種団体、企業等に幅広く配布する。

ウ 各種大会等への参加と講演、講話の実施

各種研修会、暴力団排除大会等に積極的に参加し、暴力団排除対策、薬物乱用防止に関する講演、講話を実施する。

エ 広報活動の推進

県民の暴力追放・薬物乱用防止の意識高揚を図るため

- 公共施設などへのポスター掲示と電光掲示板を利用

- ホームページやSNSにセンター活動状況、暴力団等反社会的勢力の情勢等を掲載
  - 各種キャンペーンの主催（共催）及び支援
  - 他団体の機関誌、広報紙へのポスター等の掲載依頼などを実施する。
- (2) 地域及び職域組織の結成及び活動の促進
- ア 職域暴排組織の結成  
県警察と連携し、新たな職域暴力排除組織の結成を働きかける。
  - イ 暴力排除組織への支援
    - 地域及び職域における暴力排除組織活動を活発化させるため、各暴力排除組織における総会、研修会等に参加し、講演、講話等の支援活動を行う。
    - 地域及び職域暴力排除組織が行う暴力追放及び薬物乱用防止活動に対し、DVDの貸出し、リーフレット等の広報資料を提供する。
  - ウ 事務担当者研修会の開催と支援  
地域暴力排除推進協議会と連携し、効果的な活動を推進するために事務担当者研修会を開催するとともに、その活動の活性化に向けた支援を行う。
- (3) 相談、保護及び救済活動
- ア 効果的な相談活動の実施
    - 暴力追放相談委員及び薬物問題相談委員により、相談内容に対応した適切で効果的な相談業務を実施する。
    - 相談窓口の利用促進を図るため、講習会等の各種会合をはじめ、リーフレット等による当センターの活動を継続して広報するほか、県民の立場に立ち、気軽に相談できる環境作りに努める。
  - イ 訴訟費用等の貸付  
暴力団組事務所明渡しや暴力団等に対する損害賠償請求等の民事訴訟費用、暴力追放・薬物乱用防止活動において受けた財産的被害の修復費用を無利子で貸付け支援する。
  - ウ 被害者見舞金の支給  
暴力団員等又は薬物乱用者から傷害等の被害を受けた被害者に見舞金を支給する。
- (4) 監視活動
- ア モニター委嘱及び会議の開催  
暴力追放・薬物乱用防止活動に理解と熱意のあるモニターを選定のうえ、委嘱し、併せてモニター会議を開催する。
  - イ モニターの情報収集及び支援  
地域の暴力団員等の実態及び薬物乱用の現状等に関する要望意見を収集して事業に活用するとともに、監視活動を支援する。
- (5) 関係機関、団体等との連絡及び協力支援活動
- 県警察、県、市町村、地域・職域暴排組織、民暴委員会等との連絡を密にし、暴力追放や薬物乱用防止に関する情報交換、講演、講習、広報等について、各種の協力支援活動を行う。
- (6) 表彰の実施
- 暴力追放・薬物乱用防止活動に顕著な功労のあった団体、個人に対して表彰を行う。
- (7) 各種情報及び資料の収集並びに調査研究
- ア 情報資料の収集及び提供

新聞等の公刊物に掲載された暴力団関係情報、不当要求事例等の情報を収集し、関係団体及び企業などに対して、必要な情報提供を行う。

イ アンケート調査の実施

不当要求防止責任者講習において、受講者に対しアンケート調査を実施し、その結果を各事業に反映させる。

(8) 少年に対する暴力団の影響排除活動

ア 影響排除活動

県警察及び関係機関団体等と連携し、少年の暴力団加入阻止や覚せい剤等の薬物乱用防止活動を実施する。

イ 広報資料の作成配布

暴力団の少年に及ぼす影響を排除するための広報資料を作成し、キャンペーンをはじめ少年指導委員研修時や学校教育関係者等に配布する。

(9) 暴力団離脱者等を支援する活動

ア 援助費の支給

暴力団から離脱した者、又は暴力団からの離脱意志を有する者に対し、一時的な宿泊費等や社会復帰を支援するため、就労及び身辺保護に要する費用を支給する。

イ 埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策協議会に対する支援

○ 暴力団離脱者等の円滑な就労対策等を推進するため、埼玉県暴力団離脱者社会復帰対策協議会への支援を行う。

○ 暴力団離脱者雇用給付金の支給

暴力団離脱者の雇用を支援するため、離脱者を一定期間雇用した事業所に対し、雇用給付金を支給する。

(10) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する活動

暴力団事務所の付近住民等から事務所使用差止請求の委託を受けた場合は、警察、民暴委員会弁護士等と連携し、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行うなど、暴力団事務所の使用により、付近住民等の日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止する。

(11) 不当要求防止責任者講習

公安委員会から委託を受け、事業所や行政機関等から選任された不当要求防止責任者に対して、不当要求防止責任者講習（選任・定期）を実施する。

また、講習受講者の利便性向上及び経営の効率化を図るため、講習のオンライン化を推進する。

(12) 少年指導委員に対する研修

県警察少年課と連携し、県公安委員会が委嘱している少年指導委員の研修（委嘱時研修・定期研修）において、暴力団から少年を守るための講習を実施する。

(13) 不当要求情報管理機関への支援

不当要求情報管理機関から援助の申出があったときは、不当要求による被害を防止する方法について資料を提供し、又は助言をするなど、その申出内容に応じた支援を行う。

#### 4 収支計画

科目	R7年度(見込み)		R8年度		R9年度		R10年度	
	金額(千円)		金額(千円)	R7対比	金額(千円)	R7対比	金額(千円)	R7対比
収 益								
基本財産運用	18,969	100.00	19,980	105.33	19,980	105.33	19,980	105.33
賛助会費	12,620	100.00	12,720	100.79	12,820	101.58	12,920	102.38
寄付金	537	100.00	650	121.04	650	121.04	650	121.04
委託料	8,618	100.00	8,670	100.60	8,670	100.60	8,670	100.60
その他	327	100.00	328	100.31	328	100.31	328	100.31
経常収益計	41,071	100.00	42,348	103.11	42,448	103.35	42,548	103.59
費 用								
事業費	22,599	100.00	29,533	130.68	31,151	137.84	31,251	138.28
管理費	15,952	100.00	15,335	96.13	15,547	97.46	15,547	97.46
経常費用計	38,551	100.00	44,868	116.39	46,698	121.13	46,798	121.39
当期経常増減額	2,520	-	△2,520	-	△4,250	-	△4,250	-
正味財産期末残高	1,045,294	100.00						

#### 5 県財政支出

科目	R7年度		R8年度		R9年度		R10年度	
	金額(千円)		金額(千円)	R7対比	金額(千円)	R7対比	金額(千円)	R7対比
補助金	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
収入依存度	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
委託費	8,618	100.00	8,670	100.60	8,670	100.60	8,670	100.60
責任者講習委託料	2,681	100.00	2,681	100.00	2,681	100.00	2,681	100.00
意識高揚事業委託料	5,937	100.00	5,989	100.88	5,989	100.88	5,989	100.88
県財政支出合計	8,618	100.00	8,670	100.60	8,670	100.60	8,670	100.60

## 6 組織・役員数

項 目	R7(見込み)		R8		R9		R10	
	人数		人数	対R7年度比	人数	対R7年度比	人数	対R7年度比
常勤役員	1	100%	1	100%	1	100%	1	100%
県職員OB他	1	100%	1	100%	1	100%	1	100%
県派遣職員	0		0		0		0	
常勤職員	5	100%	5	100%	5	100%	5	100%
県職員OB他	3	100%	3	100%	3	100%	3	100%
県派遣職員	2	100%	2	100%	2	100%	2	100%
非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費(千円)	27,623		28,793		29,500		29,500	
支出に占める割合	71.90		63.74		62.82		62.69	

## 7 改革への取り組み

### (1) 事業の拡大に対する的確な対応

事業の拡大(準暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪集団への対応等)に向けて、職員の持続的な研鑽、優秀かつ専門的知識を有する職員の確保、育成に努めるとともに、社会情勢の変化を的確に捉え、県民の期待に応えられるタイムリーなセンター事業を推進する。

### (2) オンライン講習の本格的導入に向けた対応

県警と連携の上、オンライン講習の本格的導入に向けたオンライン会議ツールの習熟、講習資料のデータ提供、受講者の受講確認方法、その他考えられるトラブル等の課題を抽出し、その対応方策について必要な検討、対応を行い、講習のオンライン化によるメリットを最大限に引き出し、デメリットを最小限に抑える。